

平成29年度 第5回船橋市行財政改革推進会議 資料

## 行政サービス改革の取組について

～指定管理者制度の導入状況について～

平成29年12月25日(月)

船橋市 企画財政部 政策企画課

## 1 船橋市の職員配置の状況(前回会議の振り返り)

### 【現状における船橋市の職員配置状況の特徴】

1. 他の類似団体と比較すると常勤職員が少なく、非常勤・臨時職員の割合が多い  
(人口1万人あたり常勤職員数…中核市48市中35位、職員に占める非常勤・臨時職員の割合…中核市33市中3位)  
※ただし、福祉部門については常勤職員の割合が高い (中核市48市中5位)

2. 職員の平均年齢が低く、平均在課年数が短い  
(全職員数に占める10~30歳台の割合…53%、平均在課年数…約2年5ヶ月)

### 【見えてきた課題】

1. 定員適正化により常勤職員数は減少したが、事務の増加を非常勤・臨時職員で補完してきている。
2. 一方で、常勤職員のローテーションは早く、専門性の確保に課題がある。
3. 時間外勤務については縮減に努めているが、管理部門等一定の部門において多い状況にある。

今後増加する行政需要に対応していくために…

## 2 船橋市を取り巻く状況と今後の方向性

厳しい  
財政状況

行政ニーズ  
多様化

少子高齢化  
人口減少

公債費・  
社会保障経費  
増加

全てをマンパワー  
(人員増)で  
賄うには限界がある

事務経費の削減

事務事業のあり方の見直し

ICTの活用

アウトソーシング など

生産性の向上

行政サービスの向上

### 3 これまでの国と船橋市の行財政改革の動き

年	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
船橋市の動き	★ 10月 財政健全化プラン策定	【推進項目】 ・定員の適正化 ・委託の推進 ・給与の適正化 ・公営企業・特別会計・外郭団体のあり方 ・受益者負担の適正化 ・一般的な事務事業の見直し ・市税等の確保 ・扶助費の見直し ・普通建設事業の取り扱いについて		★ 3月 財政健全化プラン(改定版)策定	【推進項目】 ・定員の適正化 ・委託の推進 ・給与の適正化 ・公営企業・特別会計・外郭団体のあり方 ・受益者負担の適正化 ・一般的な事務事業の見直し ・市税等の確保 ・扶助費の見直し 【プランの推進にあたって】 ・財政の健全化 経常収支比率を85%に引き下げる。 公債費負担比率は、現在の水準を維持。 ・事務事業の見直しや民間委託等の推進を図るスキームの策定 「あれもこれも」から「あれかこれか」への方向転換。 計画(PLAN)、実行(DO)、評価(CHECK)、改善案の実行(ACTION)というPDCAサイクルを確立。			ふなばし行政サービス改善プラン		積極財政 ・景気の回復傾向による税収増加 ・財源調整基金残高の増加 ↓ 遅れていた都市基盤整備 待機児童対策等を実施			4月 船橋市行財政改革推進本部設置	8月 船橋市行財政改革推進会議設置	
国の動き		12月 3月 「行政改革の重要方針」について(総務省自治行政局長通知) 「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」(総務事務次官通知)		8月 「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」(総務事務次官通知)							3月 「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」(総務省自治行政局地域情報政策室)	7月 「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」(総務大臣通知)			

## 地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について(総務大臣通知)(抄)(H27.8.28)

**国・地方を通じた厳しい財政状況下においても、引き続き質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供するためには、ICTの徹底的な活用や、民間委託等の推進などによる更なる業務改革の推進が必要。**

このため、今般、平成27年6月30日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」等を踏まえ、総務省において「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」を策定。(次ページ参照)



- ・依然として厳しい地方財政の状況など地方公共団体における経営資源の制約が強まってきている一方で、**少子高齢化等を背景とした行政需要は確実に増加**することが見込まれる。
- ・業務の標準化・効率化と併せて民間委託等の積極的な活用等による更なる業務改革を推進し、そこで捻出された人的資源を公務員自らが対応すべき分野に集中することが肝要。

### 経済財政運営と改革の基本方針2015(H27.6.30 閣議決定) ※「経済財政運営と改革の基本方針2015」の概要(抄)

#### 第3章「経済・財政一体改革」の取組—「経済・財政再生計画」

##### [3]地方行財政改革・分野横断的な取組等

地域の活性化と頑張る地方を支援する仕組みへの地方交付税制度等の改革、国と地方を通じた歳出効率化に取り組む。行政の効率化と利用者のニーズを踏まえたサービス向上の両立。マイナンバー制度の導入を突破口とした更なるIT化と業務改革、公共サービスに関する情報の「見える化」に取り組む。

# 地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について（助言通知概要）

## 1 行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進

### ○民間委託等の推進

- 定型的業務や庶務業務を含めた事務事業全般にわたり、民間委託等の推進の観点から、改めて総点検を実施。
- 業務の集約・大きくくり化、他団体との事務の共同実施など事務の総量を確保や仕様書の詳細化などの工夫を行い、委託の可能性を検証。

### ○指定管理者制度等の活用

- 公の施設について、指定管理者制度を導入済みの施設も含め、管理のあり方について検証を行い、より効果的、効率的に運営。
- 複数施設の一括指定や公募前対話の導入等の参入環境の整備や施設業務の部分的な導入等、幅広い視点から管理のあり方について検証。

### ○地方独立行政法人制度の活用

- 事務事業の廃止や民間譲渡の可能性を検討した上で自ら実施するよりも効率的・効果的に行政サービスを提供できる場合に活用を検討。

### ○BPRの手法やICTを活用した業務の見直し

- 事務事業全般に渡って、BPRの手法を活用した業務フローの見直しやICTの活用等を通じて業務を効率化。
- 特に住民サービスに直結する窓口業務の見直しや職員の業務効率向上につながる庶務業務等の内部管理業務の見直しは重点的に実施。

## 2 自治体情報システムのクラウド化の拡大

- 複数団体共同でのクラウド化（自治体クラウド）は、コスト削減、業務負担の軽減、業務の共通化・標準化、セキュリティ水準の向上及び災害に強い基盤構築の観点から、その積極的な導入を検討。
- 情報システム形態やコストの現状について正しく認識するとともに、コストシミュレーション比較等を実施し、あわせて、業務負担の軽減、セキュリティの向上、災害時の業務継続性等についても考慮。

## 3 公営企業・第三セクター等の経営健全化

- 公営企業については、中長期的な経営計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤強化等の取組を推進。各水道事業及び下水道事業において、「経営比較分析表」の作成及び公表を推進。
- 第三セクターについては、経営状況等の把握等に努め、財政的リスクを踏まえた上で抜本的改革を含む不断の効率化・経営健全化に適切に取り組むことを推進。

## 4 地方自治体の財政マネジメントの強化

### ○公共施設等総合管理計画の策定促進

- 平成28年度までに、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための計画を策定するとともに、公共施設等の集約化・複合化等に踏み込んだ計画となることを推進。

### ○統一的な基準による地方公会計の整備促進

- 原則として平成27～29年度の3年間で、固定資産台帳を含む統一的な基準による財務書類等を作成し、予算編成等に積極的に活用。

### ○公営企業会計の適用の推進

- 平成27～31年度の5年間で、下水道事業及び簡易水道事業を重点事業として地方公営企業法の全部又は一部（財務規定等）を適用し、公営企業会計に移行。

## 5 PPP/PFIの拡大

- 公共施設等運営権制度の積極的導入や公共施設の維持更新・集約化等へのPPP/PFI手法の導入等を推進。PPP/PFIの導入に係る地方財政措置上のイコールフットイングを図る。
- 公共施設等総合管理計画の策定を通じ、PPP/PFIの積極的活用の検討に努めるとともに、固定資産台帳を整備・公表を通じ、民間事業者のPPP/PFI事業への参入を促進。

➡ ○業務改革を推進するため、民間委託やクラウド化等の各地方自治体における取組状況を比較可能な形で公表し、取組状況の見える化を実施。

○総務省においては、これらの推進状況について毎年度フォローアップし、その結果を広く公表。

## 4 指定管理者制度について

### 4-1 制度導入の背景

H15.9  
以前

管理委託制度

公の施設の管理運営主体については、公共性の確保の観点から、公共団体・公共的団体・地方公共団体の出資法人等に限定されていた。



多様化する住民ニーズに対し、限られた人材や財源でより効果的、効率的に対応することが求められるようになる。

H15.9  
以降※

指定管理者制度

民間事業者等にも公の施設の管理運営を委ねることで、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図ることとした。

地方自治法(抄)

第244条の2

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。

平成15年6月13日公布 平成15年9月2日施行

## 4-2 地方自治法の規定 公の施設とは

### 公の施設とは

○ 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) 抄

第二百四十四条 普通地方公共団体は、**住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設**(これを**公の施設**という。)を設けるものとする。

2 普通地方公共団体(次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。)は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

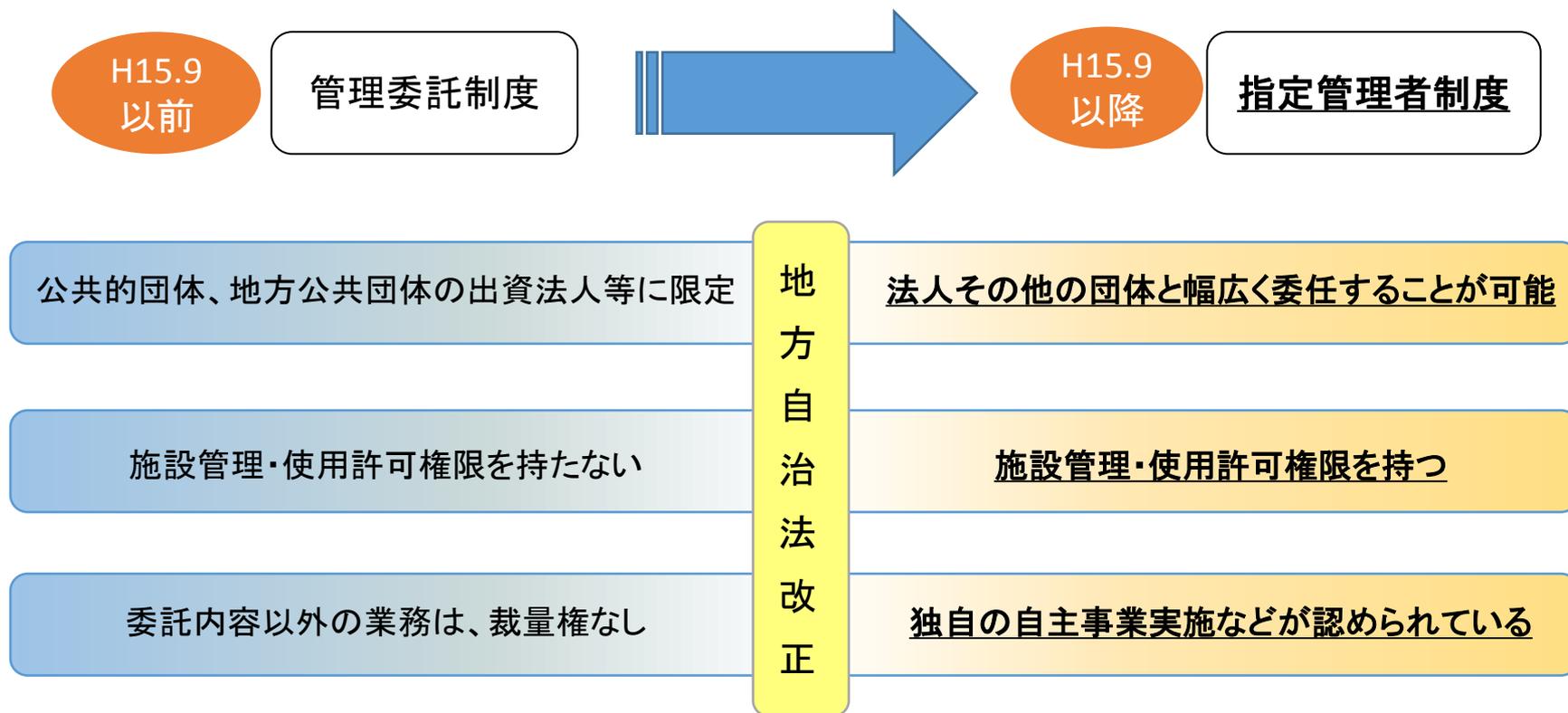
3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(参考) 公の施設の主な例

区分	代表例
レクリエーション・スポーツ施設	競技場、野球場、体育館、テニスコート、プール、スキー場、ゴルフ場、海水浴場、国民宿舎、宿泊休養施設等
産業振興施設	産業情報提供施設、展示場施設、見本市施設、開放型研究施設等
基盤施設	駐車場、大規模公園、水道施設、下水道終末処理場、ケーブルテレビ施設等
文教施設	県・市民会館、文化会館、博物館、美術館、自然の家、海・山の家等
社会福祉施設	病院、特別養護老人ホーム、介護支援センター、福祉・保健センター等

※ 総務省自治行政局「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査」調査要領より

## 4-3 制度の変遷



管理委託制度から指定管理者制度へ変わることで、  
管理運営主体の選定や権限の付与などを  
広く行うことが可能となった。

## 4-4 制度導入による効果

### 期待する 効果

住民サービスの向上

民間の専門的なノウハウを取り入れ活用

管理コストの削減  
費用対効果の向上

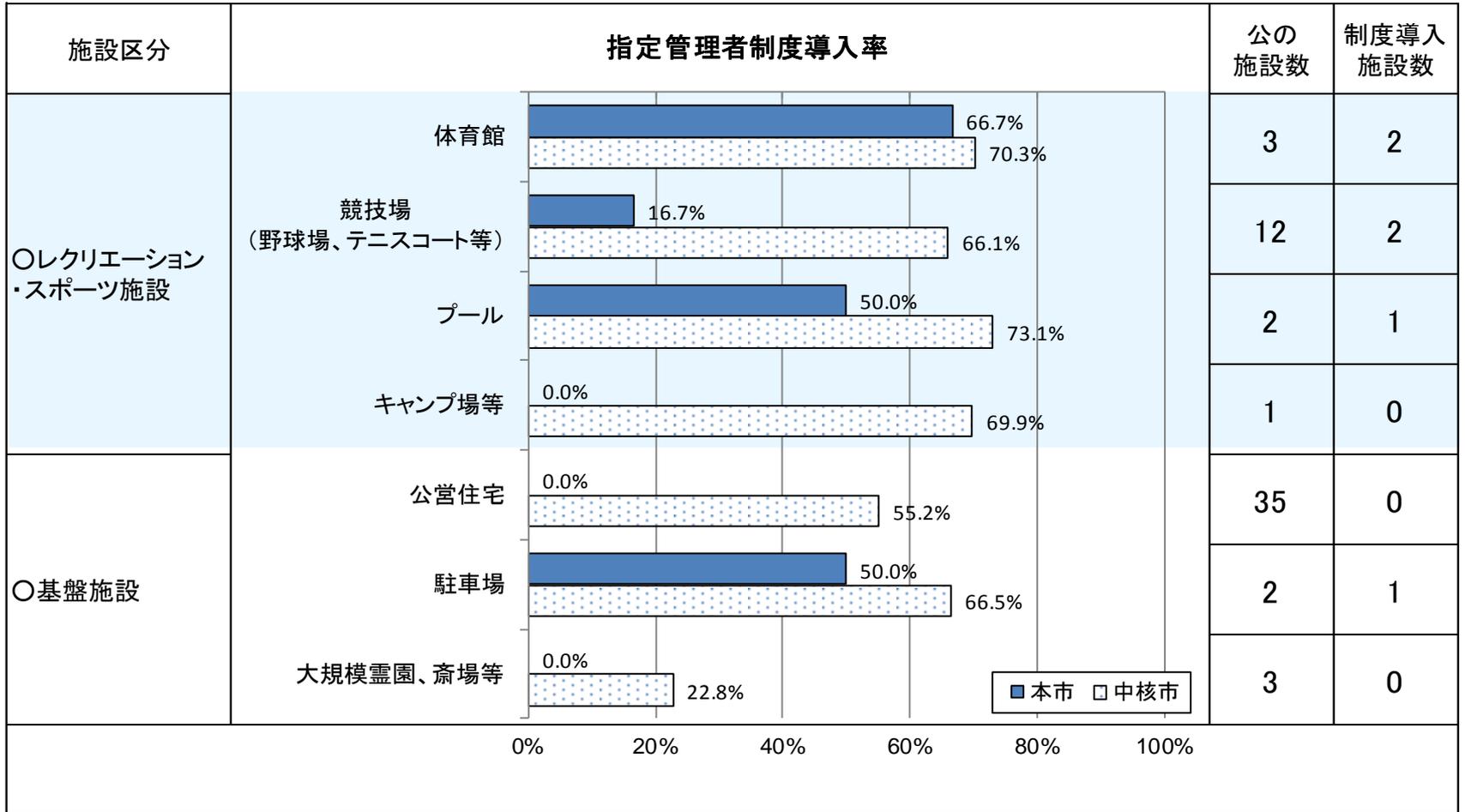
民間の専門的なノウハウの活用や  
施設の一括管理

選定手続きの透明化

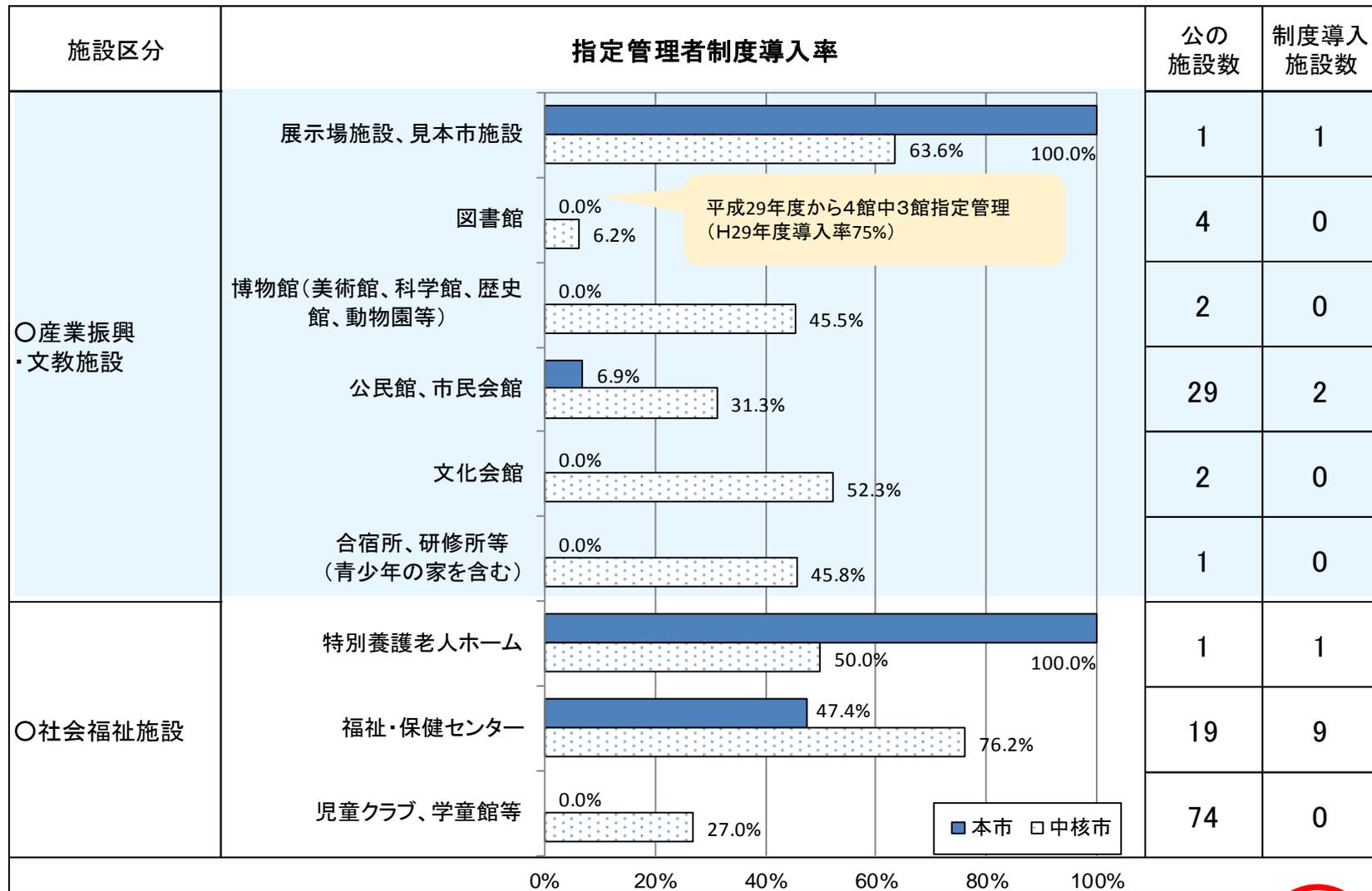
管理主体の選定に際し、  
手続きや選定委員会における議論を公開

## 5 指定管理者制度の活用

### 5-1 船橋市における指定管理者制度導入状況（28年4月1日現在）



(出典)総務省 平成28年「地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査」を基に作成



	公の施設数	制度導入施設数	導入率
船橋市 計	191	19	9.9%
中核市 計	109,776	27,035	24.6%

(出典)総務省 平成28年「地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査」を基に作成

## 5-2 船橋市における導入実績

### ■ 指定管理者制度導入施設一覧(34施設)

平成29年7月現在

	施設類型	施設名	導入時期	指定管理者
1	レクリエーション・スポーツ施設	船橋市総合体育館	平成18年4月	(公財)船橋市文化・スポーツ公社
2		船橋市武道センター	平成18年4月	(公財)船橋市文化・スポーツ公社
3		船橋市北部清掃工場余熱利用施設	平成29年4月	(株)ふなばしEサービス
4	基盤施設	船橋市本町駐車場	平成18年4月	(株)船橋都市サービス
5		船橋市アンデルセン公園	平成18年4月	(公財)船橋市公園協会
6		ふなばし三番瀬海浜公園	平成18年4月	「ふなばし三番瀬海浜公園・ふなばし三番瀬環境学習館」管理運営グループ
7	文教施設	船橋市勤労市民センター	平成18年4月	(公財)船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター
8		船橋市民ギャラリー	平成18年4月	(公財)船橋市文化・スポーツ公社
9		船橋市茶華道センター	平成18年4月	(公財)船橋市文化・スポーツ公社
10		船橋市中央図書館	平成29年4月	TRC・野村不動産パートナーズ共同企業体
11		船橋市東図書館	平成29年4月	TRC・野村不動産パートナーズ共同企業体
12		船橋市北図書館	平成29年4月	TRC・野村不動産パートナーズ共同企業体
13		ふなばし三番瀬環境学習館	平成29年7月	「ふなばし三番瀬海浜公園・ふなばし三番瀬環境学習館」管理運営グループ

14		船橋市東老人福祉センター	平成17年4月	(公財)船橋市福祉サービス公社
15		船橋市中央老人福祉センター	平成17年4月	(社福)船橋市社会福祉協議会
16		船橋市北老人福祉センター	平成17年4月	(社福)清和会
17		船橋市西老人福祉センター	平成17年4月	(公財)船橋市生きがい福祉事業団
18		船橋市南老人福祉センター	平成17年4月	(社福)船橋市社会福祉協議会
19		船橋市光風みどり園	平成17年4月	(社福)大久保学園
20		船橋市地域活動支援センター	平成18年4月	NPO法人船橋こころの福祉協会
21		船橋市北老人デイサービスセンター	平成18年4月	(社福)清和会
22		船橋市西老人デイサービスセンター	平成18年4月	(社福)千葉県福祉援護会
23		船橋市三山老人デイサービスセンター	平成18年4月	(社福)創明会
24	社会福祉施設	船橋市南老人デイサービスセンター	平成18年4月	(社福)南生会
25		船橋市朋松苑デイサービスセンター	平成18年4月	(社福)八千代美香会
26		船橋市特別養護老人ホーム朋松苑	平成18年4月	(社福)八千代美香会
27		船橋市身体障害者福祉ホーム若葉	平成18年4月	(社福)千葉県福祉援護会
28		船橋市障害者支援施設北総育成園	平成18年4月	(社福)さざんか会
29		ケアハウス市立船橋長寿園	平成18年9月	(社福)清和会
30		船橋市立リハビリテーション病院	平成20年4月	医療法人社団輝生会
31		船橋市夜間休日急病診療所	平成24年4月	(公財)船橋市医療公社
32		船橋市リハビリセンター	平成26年4月	医療法人社団輝生会
33		船橋市かざぐるま休日急患・ 特殊歯科診療所	平成27年10月	公益社団法人船橋歯科医師会
34		船橋市さざんか特殊歯科診療所	平成27年10月	公益社団法人船橋歯科医師会

### 5-3 船橋市における現状と今後の課題

現状

他の類似団体と比較して、指定管理者制度の導入率が低い状況  
(中核市平均・・・24.6% **船橋市・・・9.9%**)

《これまでの課題として考えられること》

- ・指定管理者制度等導入基準やマネジメント方針の未整備
- ・持続可能な財政運営の視点から見た組織、体制検討の不足
- ・市民ニーズ、事業者参入意向等の現況把握の不足 等

(※導入率が低い施設)スポーツ施設(野球場やテニスコート等)、キャンプ場、公営住宅、駐車場、霊園・斎場、博物館、文化会館、合宿所・研修所、福祉・保健センター、児童クラブ

指定管理者制度等(※)の  
導入基準の策定

導入方針や基準の策定

組織的な導入推進と進捗管理

制度そのものの検証と  
市としてのルール化

市民ニーズ、事業者  
意向の把握等

各施設の業務の整理  
及び課題の抽出

施設の役割・目的の明確化

業務量と内容の把握・分析

直営施設の管理  
状況の検証

今後の市の状況(人口構成、地域  
性)、社会情勢等も踏まえた検証

今後の  
方向性

本市としての指定管理者制度等の導入・マネジメントの方向性を検討

# 參考資料

# 〇レクリエーション・スポーツ施設



分類	指定管理者制度の導入率		地図番号	施設名	運営形態	施設の配置職員数					
	中核市	船橋市				合計	常勤	臨時・非常勤、再任用短時間			
体育館	70.3%	66.7%	1	総合体育館(体育館)	指定管理	11人	-	-			
			2	武道センター(体育館)	指定管理	2人	-	-			
			3	運動公園(体育館)	直営	18人	6人	12人			
競技場(野球場、テニスコート等)	66.1%	16.7%	4	ふなばし三番瀬海浜公園(野球場、テニスコート)	指定管理	24人	-	-			
			3	運動公園(野球場、テニスコート)	直営	(再掲)18人	(再掲)6人	(再掲)12人			
			5	高瀬町運動広場(野球場)	直営						
			6	豊富運動広場(野球場)	直営						
			7	法典公園(テニスコート)	直営	14人	2人	12人			
			8	若松公園(野球場、テニスコート)	直営	○公園緑地課 0.2人工					
			9	夏見町1丁目公園※1(テニスコート)	直営	○生涯スポーツ課(再掲) 18人(常勤6人、その他12人)					
			10	北習志野近隣公園(テニスコート)	直営						
			11	高根木戸近隣公園(テニスコート)	直営						
			プール	73.1%	50.0%	1	総合体育館(プール)	指定管理	(再掲)11人		
						3	運動公園(プール)	直営	(再掲)18人	(再掲)6人	(再掲)12人
キャンプ場等	69.9%	0%	12	大神保青少年キャンプ場	一部委託	-	-	-			

### ■平成28年度回答時点において含んでいない施設

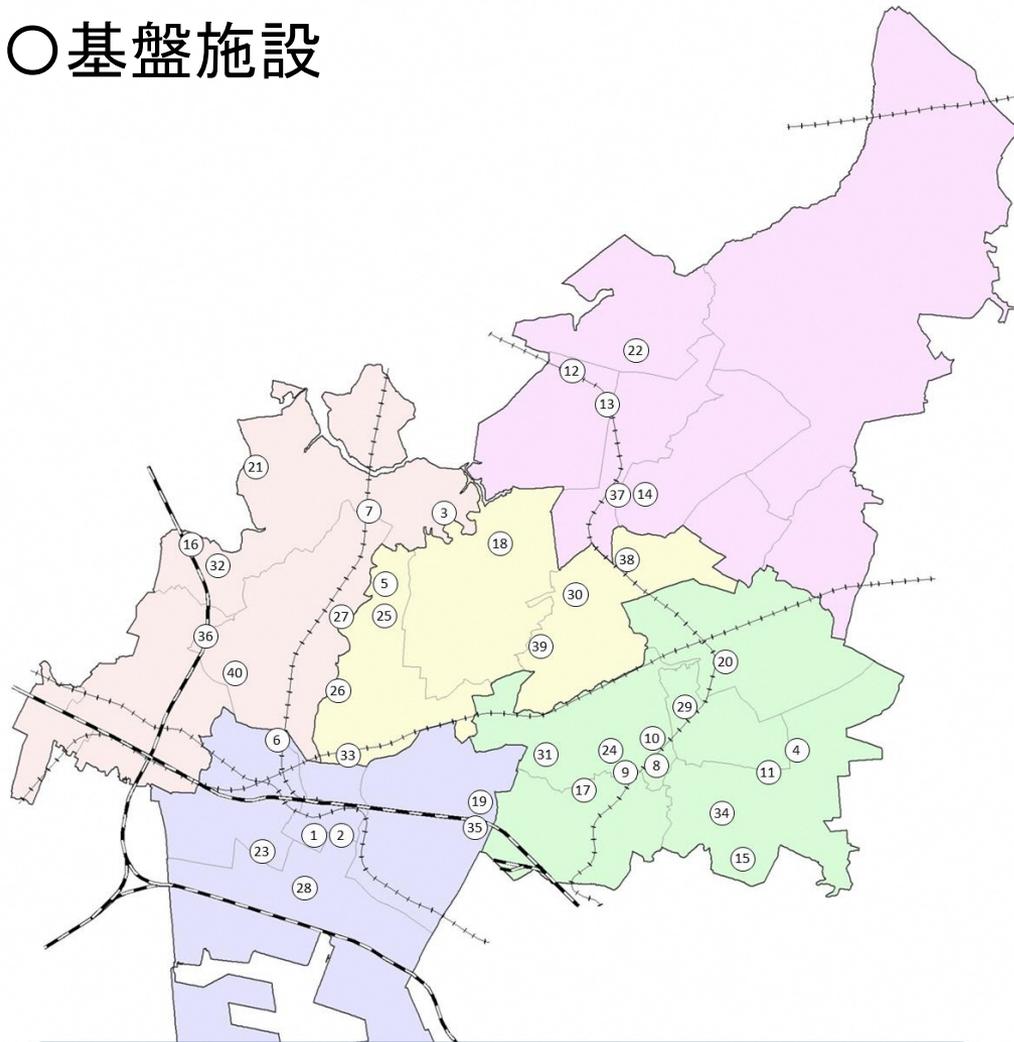
競技場	-	-	13	行田運動広場	直営	(再掲)18人	(再掲)6人	(再掲)12人
			14	高瀬下水処理場上部運動広場	直営			
休養施設	-	-	15	北部清掃工場余熱利用施設	指定管理	62人	-	-

※1夏見町1丁目公園(テニスコート)は平成29年度に廃止予定

**【職員を配置している施設の運営状況】**  
 ・運動公園(施設・時期により異なるが、年末年始以外は開園、最大21時まで使用可能)  
 ・法典公園(施設により異なるが、年末年始以外は開園、最大21時まで使用可能)

**【職員の配置の考え方】**  
 ・運動公園  
 早番・遅番を含めたローテーション勤務に必要な人工分の常勤職員、再任用短時間勤務職員及び非常勤職員(事務パート・当直代行員)を配置。また、専門職(電気)を配置。  
 ・法典公園  
 早番を含めたローテーション勤務に必要な人工分の常勤職員、再任用短時間勤務職員及び非常勤職員(事務パート・当直代行員)を配置。

# ○基盤施設

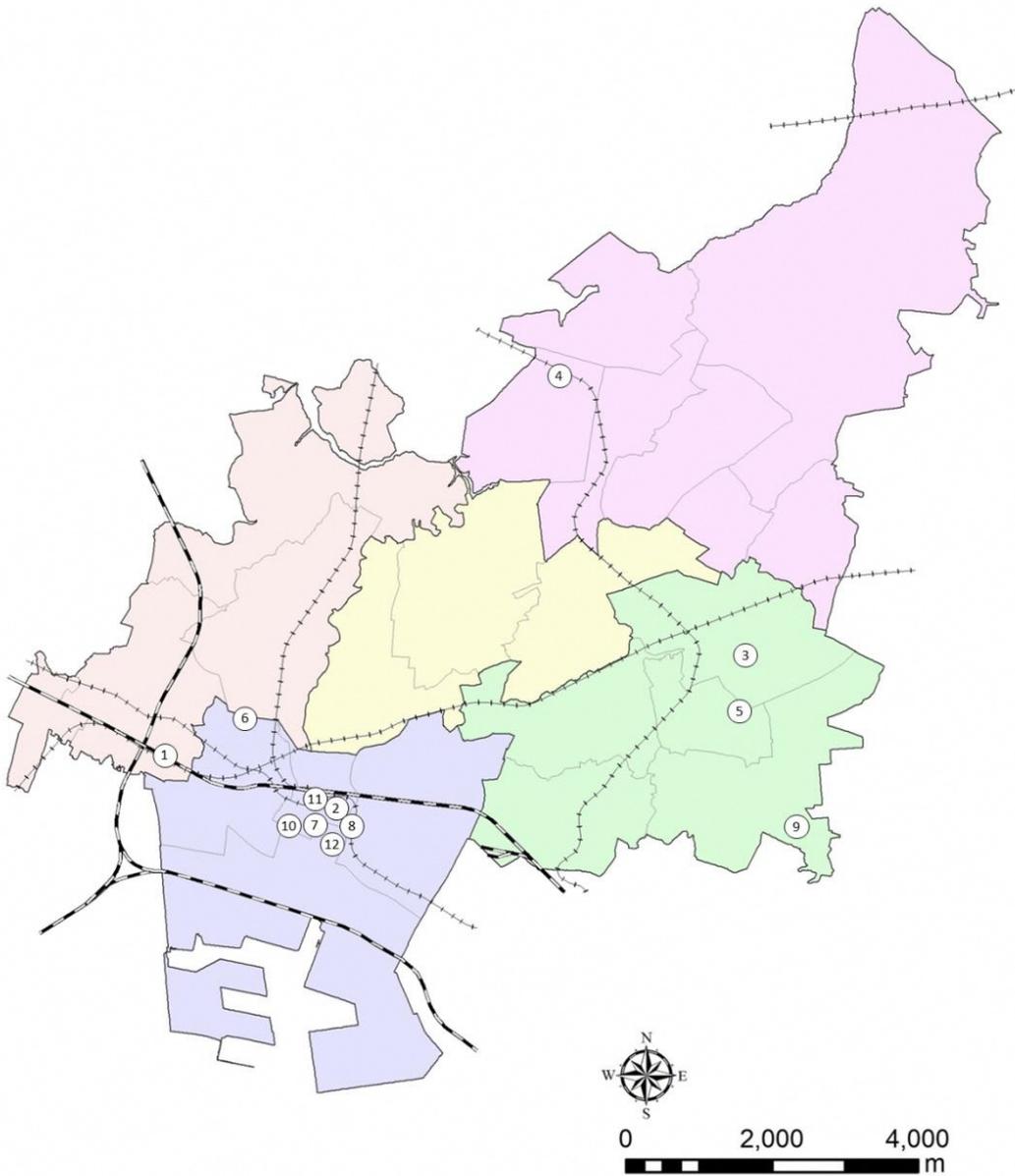


**【職員を配置している施設の運営状況】**  
 ・馬込霊園(開門:原則9時～17時又は18時30分 ※盆・彼岸など特別期間などは終日開門)  
 ・習志野霊園(開門:原則9時～17時まで ※盆・彼岸など特別期間は終日開門)

**【職員の配置の考え方】**  
 ・馬込霊園・習志野霊園  
 月曜日～日曜日までの霊園管理(清掃、受付事務等)に必要な人工分を常勤職員及び非常勤職員で配置。

分類	指定管理者制度の導入率		地図番号	施設名	運営形態	施設の配置職員数		
	中核市	船橋市				合計	常勤	臨時・非常勤、再任用短時間
駐車場	66.5%	50.0%	1	本町駐車場	指定管理	16人	-	-
			2	船橋駅南口地下駐車場	一部委託	-	-	-
大規模霊園、斎場等	22.8%	0%	3	馬込霊園	直営	15人	5人	10人
			4	習志野霊園	直営	4人	-	4人
			5	馬込斎場	四市複合事務組合	18人	-	-
公営住宅	55.2%	0%	6	市営海神三丁目団地	直営	管理は住宅政策課で行っている (公営住宅係) 常勤 8人 非常勤 4人		
			7	市営馬込町団地	直営			
			8	市営二宮第一団地	直営			
			9	市営二宮第二団地	直営			
			10	市営滝台町団地	直営			
			11	市営薬円台団地	直営			
			12	市営二和東第一団地	直営			
			13	市営二和東第二団地	直営			
			14	市営大穴南団地	直営			
			15	市営三山団地	直営			
			16	市営藤原団地	直営			
			17	市営前原団地	直営			
			18	金杉借上福祉住宅	直営			
			19	東船橋借上福祉住宅	直営			
			20	習志野台借上福祉住宅	直営			
			21	藤原借上福祉住宅	直営			
			22	咲が丘借上福祉住宅	直営			
			23	南本町借上福祉住宅	直営			
			24	二宮借上福祉住宅	直営			
			25	夏見台借上公営住宅	直営			
			26	夏見借上公営住宅	直営			
			27	旭町借上公営住宅	直営			
			28	湊町借上公営住宅	直営			
			29	薬円台借上公営住宅	直営			
			30	新高根借上公営住宅	直営			
			31	飯山満町借上公営住宅	直営			
			32	上山町借上公営住宅	直営			
			33	夏見一丁目借上公営住宅	直営			
			34	田喜野井借上公営住宅	直営			
			35	東船橋三丁目借上公営住宅	直営			
			36	行田借上公営住宅	直営			
			37	大穴南借上公営住宅	直営			
			38	高根台借上公営住宅	直営			
			39	芝山借上公営住宅	直営			
			40	行田二丁目借上公営住宅	直営			

# ○文教施設(公民館除く)・産業振興施設①



分類	指定管理者制度の導入率		地図番号	施設名	運営形態	施設の配置職員数		
	中核市	船橋市				合計	常勤	臨時・非常勤・再任用短時間
図書館	6.2%	0% (平成29年度導入率75%)	1	西図書館	直営	70人	24人	46人
			2	中央図書館	H29年度から指定管理	34人	-	-
			3	東図書館	H29年度から指定管理	32人	-	-
			4	北図書館	H29年度から指定管理	27人	-	-
博物館	45.5%	0%	5	郷土資料館	直営	7人	6人	1人
			6	飛ノ台史跡公園博物館	直営	10人	4人	6人
市民会館	31.3% (公民館・市民会館合わせた導入率)	6.9% (公民館・市民会館合わせた導入率)	7	茶華道センター	指定管理	3人	-	-
			8	勤労市民センター	指定管理	8人	-	-
			9	三山市民センター	直営	8人	-	8人
文化会館	52.3%	0%	10	市民文化ホール	直営	8人	7人	1人
			11	市民文化創造館	直営	5人	4人	1人
合宿所 研修所等	45.8%	0%	市外	一宮少年自然の家	直営	5人	4人	1人
展示場 施設	63.6%	100%	12	市民ギャラリー	指定管理	※前述の「勤労市民センター」と一体運営		

# ○文教施設(公民館除く)・産業振興施設②

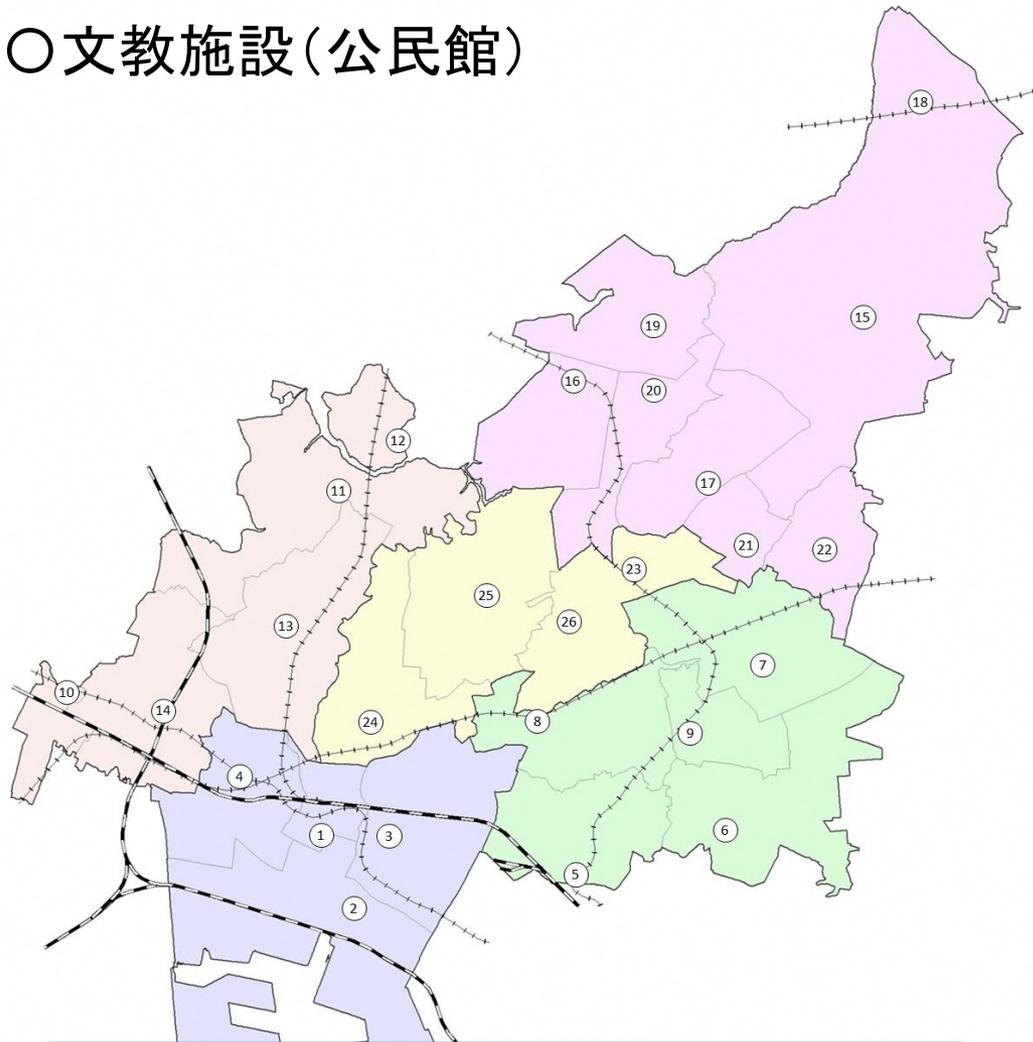
## 【職員を配置している施設の運営状況】

- ・西図書館(休館日:毎月最終月曜日・年末年始等、開館時間:月～金は9時30分～20時、土・日・祝は9時30分～17時)
- ・郷土資料館(※現在は耐震補強・エレベーター設置工事等のため休館中)
- ・飛ノ台史跡公園博物館(休館日:月曜日・土日除く祝休日の翌日・年末年始、開館時間:9時～17時まで※入館は16時30分迄)
- ・三山市民センター(休館日:毎月第2土曜日・年末年始、開館時間:9時～21時30分)
- ・市民文化ホール(休館日:月曜日・年末年始、受付時間:9時～17時、使用時間:9時～22時)
- ・市民文化創造館(休館日:毎月最終月曜日・年末年始、受付時間:月～金曜日9時～20時、土日祝休日9時～17時、使用時間:9時～22時)
- ・一宮少年自然の家(休館日:月曜日・祝休日の翌日・年末年始)

## 【職員の配置の考え方】

- ・西図書館:遅番含めたローテーション勤務に必要な人工分の常勤職員、再任用短時間勤務職員及び非常勤職員を配置。  
また、専門職(司書)を配置。
- ・郷土資料館:土曜日・日曜日は3人、火～金曜日は6人出勤できるよう常勤職員を配置。  
この他、臨時職員を1人工配置。また、専門職(考古、学芸員)を配置。
- ・飛ノ台史跡公園博物館:土曜日・日曜日は2人、火～金曜日は4人出勤できるよう常勤職員を配置。この他、非常勤職員を2人工配置。  
また、専門職(考古)を配置。
- ・三山市民センター:業務内容が部屋、設備、機器等の受付・貸出業務であるため、常勤は配置せず非常勤職員のみを配置。
- ・市民文化ホール:土・日曜日は4人、火～金曜日は6人出勤できるよう常勤職員及び臨時職員を配置している。  
また、専門職(機械)を配置。
- ・市民文化創造館:日曜日・月曜日・水曜日～金曜日は2人、火曜日・土曜日は4人出勤できるよう常勤職員及び非常勤職員を配置。  
ただし、17時15分以降の受付は委託。
- ・一宮少年自然の家:土・日曜日は2人、火～金曜日は4人出勤できるよう常勤職員を配置している。  
また、施設管理補助として非常勤職員を1人配置。

# ○文教施設(公民館)



### 【職員を配置している施設の運営状況】

・休館日：原則毎月最終月曜日・祝日・年末年始、開館時間：9時～21時30分

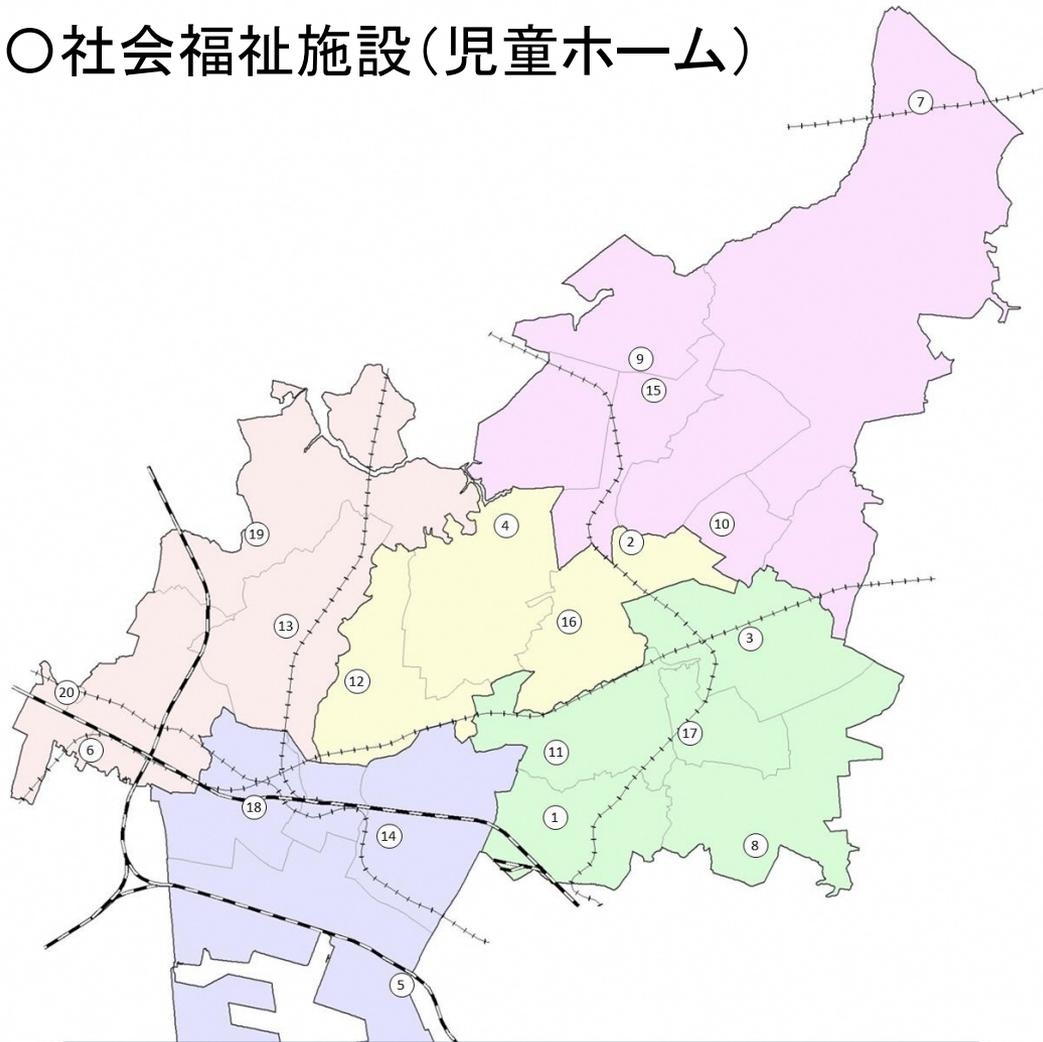
### 【職員の配置の考え方】

・市内を5ブロックに分け、基幹館・地区館を設置。基幹館は常勤職員及び再任用短時間勤務職員、地区館は常勤職員を配置している。このほか、事務パート・当直代行員を非常勤で配置。  
 舞台装置のある公民館3館(宮本・葛飾・二和公民館)は、一般技能員を配置している。

分類	指定管理者制度の導入率		地図番号	施設名	運営形態	施設の配置職員数		
	中核市	船橋市				合計	常勤	臨時・非常勤、再任用短時間
公民館・市民会館	31.3% (公民館・市民会館合わせた導入率)	6.9% (公民館・市民会館合わせた導入率)	1	中央公民館	直営	13人	5人	8人
			2	浜町公民館	直営	9人	2人	7人
			3	宮本公民館	直営	10人	3人	7人
			4	海神公民館	直営	18人	2人	16人
			5	東部公民館	直営	16人	5人	11人
			6	三田公民館	直営	9人	2人	7人
			7	習志野台公民館	直営	9人	2人	7人
			8	飯山満公民館	直営	9人	2人	7人
			9	薬円台公民館	直営	25人	2人	23人
			10	西部公民館	直営	15人	5人	10人
			11	法典公民館	直営	17人	2人	15人
			12	丸山公民館	直営	13人	2人	11人
			13	塚田公民館	直営	13人	2人	11人
			14	葛飾公民館	直営	10人	3人	7人
			15	北部公民館	直営	12人	5人	7人
			16	二和公民館	直営	11人	3人	8人
			17	海老が作公民館	直営	9人	2人	7人
			18	小室公民館	直営	13人	2人	11人
			19	八木が谷公民館	直営	9人	2人	7人
			20	三咲公民館	直営	10人	2人	8人
			21	松が丘公民館	直営	10人	2人	8人
			22	坪井公民館	直営	14人	2人	12人
			23	高根台公民館	直営	25人	5人	20人
			24	夏見公民館	直営	13人	2人	11人
			25	高根公民館	直営	9人	2人	7人
			26	新高根公民館	直営	13人	2人	11人
			総計		334人	70人	264人	



# ○社会福祉施設(児童ホーム)

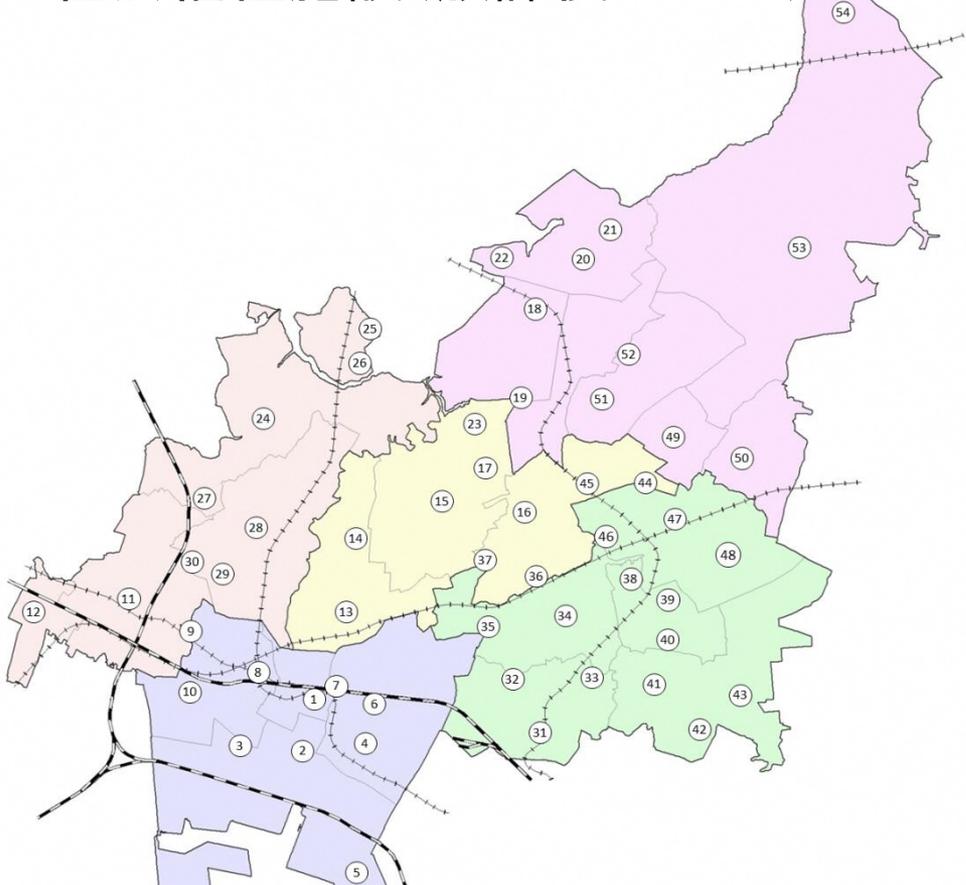


**【職員を配置している施設の運営状況】**  
 ・休館日：月曜日・祝休日・年末年始、開館時間：9時～17時

**【職員の配置の考え方】**  
 ・市内を5ブロックに分け、基館・拠点館・地域館を設置。常勤職員を基館は4人、拠点館は2人、地域館は1人、非常勤職員は各館に4人配置。また、各児童ホームに保育士の資格を有する職員を配置している。

分類	指定管理者制度の導入率		地図番号	施設名	運営形態	施設の配置職員数		
	中核市	船橋市				合計	常勤	臨時・非常勤
児童館・学童クラブ等	27.0% (児童館・学童クラブ合わせた導入率)	0% (児童館・学童クラブ合わせた導入率)	1	前原児童ホーム	直営	8人	3人	5人
			2	高根台児童ホーム	直営	6人	1人	5人
			3	習志野台児童ホーム	直営	7人	1人	6人
			4	金杉台児童ホーム	直営	5人	1人	4人
			5	若松児童ホーム	直営	6人	1人	5人
			6	西船児童ホーム	直営	6人	1人	5人
			7	小室児童ホーム	直営	5人	1人	4人
			8	三山児童ホーム	直営	6人	1人	5人
			9	八木が谷児童ホーム	直営	6人	1人	5人
			10	松が丘児童ホーム	直営	5人	1人	4人
			11	飯山満児童ホーム	直営	6人	1人	5人
			12	夏見児童ホーム	直営	7人	1人	6人
			13	塚田児童ホーム	直営	9人	4人	5人
			14	宮本児童ホーム	直営	9人	4人	5人
			15	三咲児童ホーム	直営	9人	4人	5人
			16	新高根児童ホーム	直営	9人	4人	5人
			17	薬円台児童ホーム	直営	9人	4人	5人
			18	海神児童ホーム	直営	6人	1人	5人
			19	法典児童ホーム	直営	5人	1人	4人
			20	本中山児童ホーム	直営	6人	1人	5人
総計						135人	37人	98人

# ○社会福祉施設(放課後ルーム)



**【職員を配置している施設の運営状況】**

- ・放課後ルーム(休所日:日・祝休日・年末年始、開所時間:授業がある月～金曜日は下校時から19時まで、学校が休みの日は8時～19時まで)
- ・放課後子供教室(休室日:土・日・祝休日・年末年始、開室時間:授業がある月～金曜日は下校時から17時まで、夏休み等の学校休業日は9時～17時まで)

**【職員の配置の考え方】**

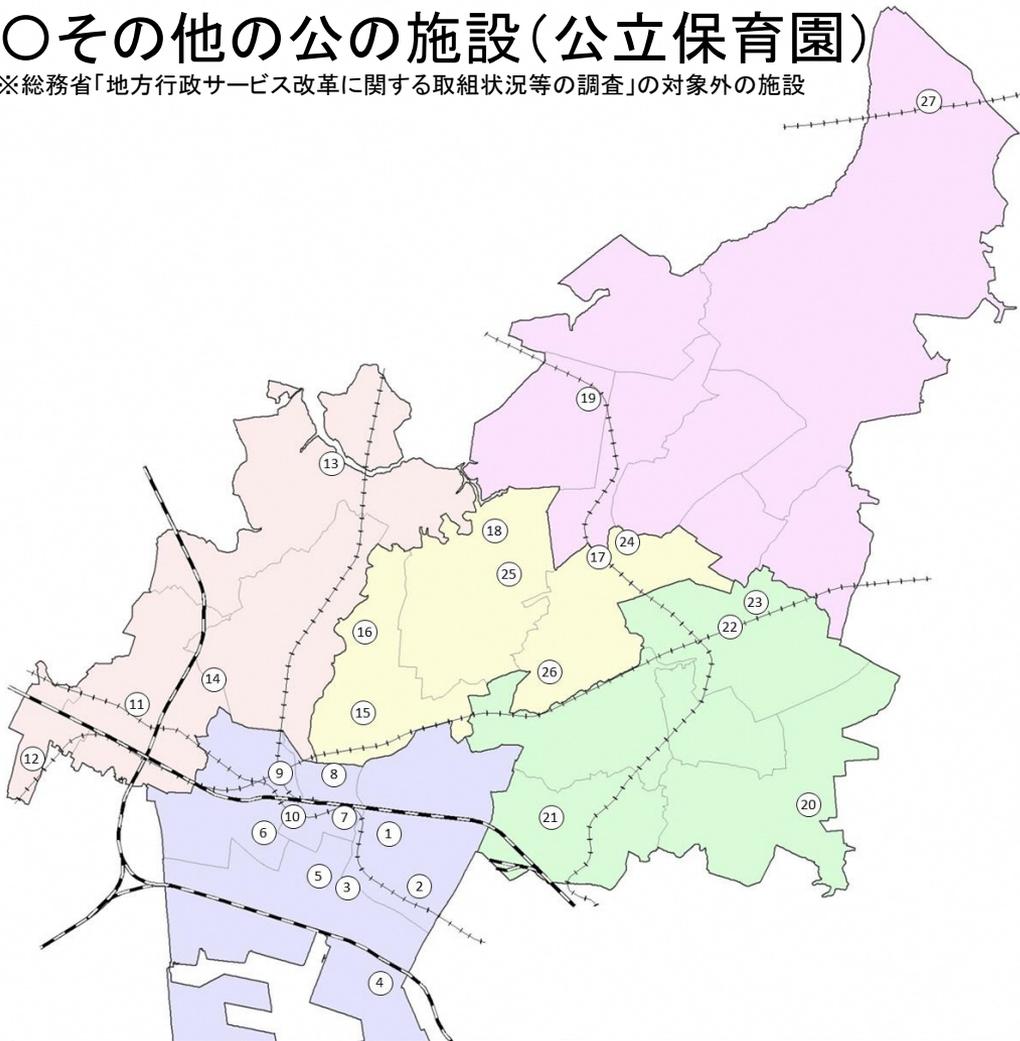
- ・放課後ルーム:条例に基づき、登録児童数に応じて、放課後ルーム支援員及び放課後ルーム補助員を配置している。さらに、障害児童の在籍するルームは、加配職員や看護師を配置。なお、放課後ルーム支援員・放課後ルーム補助員・看護師は非常勤または臨時職員での配置。
- ・放課後子供教室:コーディネーター1名、教育活動推進員2名の常時3名体制に加えて、一定の障害児等の登録があり、かつ利用人数が多い放課後子供教室については、加配職員を追加配置。なお、コーディネーター・教育活動推進員はすべて非常勤または臨時職員での配置。

分類	指定管理者制度の導入率		地図番号	学校名	運営形態	放課後ルームの職員数			類似事業 放課後子供教室の職員数		
	中核市	船橋市				合計	常勤	臨時・非常勤	合計	常勤2	臨時・非常勤
児童館・学童クラブ等	27% (児童館・学童クラブ合わせた導入率)	0% (児童館・学童クラブ合わせた導入率)	1	船橋小学校	直営	14人	-	14人	5人	-	5人
			2	湊町小学校	直営	9人	-	9人	5人	-	5人
			3	南本町小学校	直営	11人	-	11人	4人	-	4人
			4	宮本小学校	直営	17人	-	17人	5人	-	5人
			5	若松小学校	直営	15人	-	15人	5人	-	5人
			6	峰台小学校	直営	13人	-	13人	5人	-	5人
			7	市場小学校	直営	9人	-	9人	4人	-	4人
			8	海神小学校	直営	17人	-	17人	6人	-	6人
			9	西海神小学校	直営	14人	-	14人	5人	-	5人
			10	海神南小学校	直営	7人	-	7人	4人	-	4人
			11	葛飾小学校	直営	16人	-	16人	5人	-	5人
			12	小栗原小学校	直営	14人	-	14人	4人	-	4人
			13	八栄小学校	直営	12人	-	12人	4人	-	4人
			14	夏見台小学校	直営	11人	-	11人	6人	-	6人
			15	高根小学校	直営	4人	-	4人	6人	-	6人
			16	高根東小学校	直営	6人	-	6人	4人	-	4人
			17	金杉小学校	直営	6人	-	6人	4人	-	4人
			18	三咲小学校	直営	10人	-	10人	5人	-	5人
			19	二和小学校	直営	5人	-	5人	5人	-	5人
			20	八木が谷小学校	直営	7人	-	7人	4人	-	4人
			21	八木が谷北小学校	直営	6人	-	6人	5人	-	5人
			22	咲が丘小学校	直営	7人	-	7人	5人	-	5人
			23	金杉台小学校	直営	5人	-	5人	4人	-	4人
			24	法典小学校	直営	14人	-	14人	5人	-	5人
			25	丸山小学校	直営	5人	-	5人	5人	-	5人
			26	法典東小学校	直営	8人	-	8人	5人	-	5人
			27	法典西小学校	直営	8人	-	8人	4人	-	4人
			28	塚田小学校	直営	13人	-	13人	4人	-	4人
			29	行田東小学校	直営	7人	-	7人	5人	-	5人
			30	行田西小学校	直営	18人	-	18人	6人	-	6人
			31	前原小学校	直営	13人	-	13人	5人	-	5人
			32	中野木小学校	直営	15人	-	15人	3人	-	3人
			33	二宮小学校	直営	10人	-	10人	5人	-	5人
			34	飯山満小学校	直営	14人	-	14人	5人	-	5人
			35	飯山満南小学校	直営	7人	-	7人	4人	-	4人
			36	芝山東小学校	直営	7人	-	7人	5人	-	5人
			37	芝山西小学校	直営	5人	-	5人	4人	-	4人
			38	七林小学校	直営	9人	-	9人	5人	-	5人
			39	薬円台小学校	直営	7人	-	7人	5人	-	5人
			40	薬円台南小学校	直営	11人	-	11人	5人	-	5人
			41	田喜野井小学校	直営	5人	-	5人	5人	-	5人
			42	三山小学校	直営	12人	-	12人	4人	-	4人
			43	三山東小学校	直営	5人	-	5人	6人	-	6人
			44	高根台第二小学校	直営	5人	-	5人	4人	-	4人
			45	高根台第三小学校	直営	10人	-	10人	4人	-	4人
			46	高郷小学校	直営	9人	-	9人	6人	-	6人
			47	習志野台第一小学校	直営	13人	-	13人	6人	-	6人
			48	習志野台第二小学校	直営	9人	-	9人	5人	-	5人
			49	古和釜小学校	直営	9人	-	9人	5人	-	5人
			50	坪井小学校	直営	12人	-	12人	4人	-	4人
			51	大穴小学校	直営	8人	-	8人	4人	-	4人
			52	大穴北小学校	直営	10人	-	10人	6人	-	6人
			53	豊富小学校	直営	5人	-	5人	5人	-	5人
			54	小室小学校	直営	5人	-	5人	6人	-	6人
総計						523人※1	0人	523人	259人	-	259人

※この他に放課後ルーム施設指導員(2名・非常勤職員)を配置

# ○その他の公の施設(公立保育園)

※総務省「地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査」の対象外の施設



## 【職員を配置している施設の運営状況】

- ・休所日：日曜日、開所時間：7時～19時まで  
(保育標準時間：7時～18時まで、保育短時間：9時～17時まで)

## 【職員の配置の考え方】

- ・条例に基づいて保育士を児童数に応じて配置し、さらに園長・主任・病代・加配要員等を配置。
- ・保育士のほか、各園に1人ずつ、看護師、栄養士、用務員を配置。
- ・給食調理員は、食数に応じて配置し、さらに3歳未満児の人数に応じ職員を加配。

地図 番号	施設名	運営 形態	施設の配置職員数		
			合計	常勤	臨時 ・非常勤 再任用 短時間
1	宮本第一保育園	直営	34人	22人	12人
2	宮本第二保育園	直営	43人	25人	18人
3	浜町保育園	直営	37人	22人	15人
4	若松保育園	直営	48人	26人	22人
5	湊町保育園	直営	69人	37人	32人
6	千鳥保育園	直営	45人	29人	16人
7	中央保育園	直営	60人	33人	27人
8	本町保育園	直営	37人	20人	17人
9	海神第一保育園	直営	51人	29人	22人
10	海神第二保育園	直営	24人	15人	9人
11	西船保育園	直営	44人	26人	18人
12	本中山保育園	直営	39人	26人	13人
13	若葉保育園	直営	45人	25人	20人
14	行田保育園	直営	49人	31人	18人
15	夏見第一保育園	直営	38人	21人	17人
16	夏見第二保育園	直営	36人	20人	16人
17	高根保育園	直営	45人	26人	19人
18	金杉台保育園	直営	36人	20人	16人
19	二和保育園	直営	33人	21人	12人
20	三山保育園	直営	45人	24人	21人
21	二宮保育園	直営	53人	28人	25人
22	習台第一保育園	直営	64人	35人	29人
23	習台第二保育園	直営	39人	23人	16人
24	高根台保育園	直営	51人	30人	21人
25	緑台保育園	直営	28人	18人	10人
26	芝山第一保育園	直営	49人	27人	22人
27	小室保育園	直営	31人	22人	9人
総計			1,173人	681人	492人

# ○その他の公の施設 (公立保育園除く)

※ 総務省「地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査」の対象外の施設



### 【職員を配置している施設の運営状況】

- ・母子・父子福祉センター：(休業日：土・日・祝休日・年末年始、受付時間：9時～17時)
- ・男女共同参画センター：(休業日：日・祝休日・年末年始、受付時間：9時～22時)
- ・地域包括支援センター：(休業日：土・日・祝休日・年末年始、受付時間：9時～17時)
- ・青少年会館：(休館日：月曜日・祝休日の翌日・年末年始、開館時間：9時～21時)

### 【職員の配置の考え方】

- ・母子・父子福祉センター：貸館業務であるため、常勤は配置せず非常勤職員のみを配置。
- ・男女共同参画センター：常勤職員のほか、開館時間に合わせて非常勤職員を配置。(第2種事業所)
- ・地域包括支援センター：条例及び要綱に基づき、高齢者人口数により各センターに保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の三職種を配置。
- ・青少年会館：土・日曜日も含め毎日2～3人出勤できるよう常勤及び非常勤職員を配置。この他、当直代行員を配置。

分類	地図番号	施設名	運営形態	施設の配置職員数		
				合計	常勤	臨時・非常勤、再任用短時間
基盤	1	アンデルセン公園	指定管理	268人	-	-
文教	2	ふなばし三番瀬環境学習館	指定管理	11人	-	-
	3	プラネタリウム館	一部委託	-	-	-
	4	視聴覚センター	直営	4人	2人	2人
	5	青少年会館	直営	8人	1人	7人
産業振興	6	地方卸売市場	直営	22人	15人	7人
社会福祉	7	ケアハウス市立船橋長寿園	指定管理	8人	-	-
	8	北老人デイサービスセンター	指定管理	13人	-	-
	9	西老人デイサービスセンター	指定管理	13人	-	-
	10	三山老人デイサービスセンター	指定管理	14人	-	-
	11	南老人デイサービスセンター	指定管理	20人	-	-
	12	朋松苑デイサービスセンター	指定管理	16人	-	-
	13	かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所	指定管理	241人	-	-
	14	さざんか特殊歯科診療所	指定管理	125人	-	-
	15	リハビリテーション病院	指定管理	481人	-	-
	16	夜間休日急病診療所	指定管理	333人	-	-
	17	リハビリセンター	指定管理	45人	-	-
	18	母子・父子福祉センター	直営	4人	-	4人
	19	南本町子育て支援センター	直営	12人	2人	10人
	20	高根台子育て支援センター	直営	14人	2人	12人
	21	市民活動サポートセンター	直営	8人	-	8人
	22	男女共同参画センター	直営	13人	5人	8人
	23	中部地域包括支援センター	直営	13人	7人	6人
	24	東部地域包括支援センター	直営	20人	9人	11人
	25	西部地域包括支援センター	直営	14人	7人	7人
	26	南部地域包括支援センター	直営	21人	9人	12人
	27	北部地域包括支援センター	直営	19人	10人	9人
	28	医療センター	直営	1,015人	773人	242人